

令和3年9月定例会

令和3年9月1日

市長説明要旨

今定例会におきましては、補正予算案や決算の認定など 12 件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、不適切な事務処理案件 2 件について報告し、お詫び申し上げます。

まず、福祉医療費の受給資格に係る所得判定の誤りについてであります。

このたび、乳幼児や小中学生、重度心身障害者等の医療費負担の軽減を図ることを目的に助成している、福祉医療制度の受給資格に係る所得判定において、本来、所得控除されるべき配偶者特別控除が適用されていなかったことにより、福祉医療費の助成を受けられなかった方が、平成 26 年以降 7 名いたことが判明いたしました。

このうち受給権を有する 6 名の方々については、現在、医療機関の受診状況を調査しており、支給額を確定後、速やかに給付手続を行ってまいります。

今一つは、水道料金及び下水道使用料に係る督促手数料の徴収ミスであります。

水道料金及び下水道使用料の料金システムにおいて、督促手数料を加算する基準日の設定に誤りが判明し、調査した結果、平成 27 年 4 月請求分から本年 7 月までの 6 年 4 か月にわたり、延べ 7,476 件、65 万円余りを誤って徴収していたものであります。

誤って徴収した利用者の皆様には、通知でお詫びと経緯を説明した上で、徴収分に遅延損害金を加え還付してまいります。

今回の事案は、いずれも、事業の内容や制度の要件がシステムの設定・改修に正しく反映されているか、その確認を怠ったこと

から起きたミスであります。

市民を始め議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。今後、このような不祥事が無いよう、業務システムの適正管理等による再発防止と一層の綱紀粛正に努め、市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

次に、新型コロナワクチンの接種状況と感染防止について申し上げます。

現在、新型コロナウイルスのデルタ株が全国で猛威を振るい、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域は、実に 29 都道府県に拡大しております。首都圏で始まった第5波は急速に各地に広がり、県内でも、これまでにないペースで新規感染者が報告され、医療機関や複数の地域・職場でクラスターが発生するなど、緊迫した状況が続いております。

こうした中、本市のワクチン接種は、国からのワクチン供給がまだ十分ではないものの、比較的順調に進んでおり、8月30日現在の接種率は、市全体では1回目が74.5パーセント、2回目が67.6パーセントと県平均、全国平均を上回って推移しており、10月いっぱいですべて全市民の約90パーセントに接種を終えたいと考えております。

引き続き、集団接種を確実に進めるとともに、妊婦とその配偶者等の優先接種や、仕事の都合で土日に接種を受けられない方のために、新たに平日の夜に接種日を設けるなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

ワクチンには、発症や重症化を予防する極めて高い効果がありますが、100パーセントではありません。2回目の接種を終えてか

らの、いわゆるブレイクスルー感染も報告されており、さらには、小中学校の夏休みが終わったことから集団生活の中での感染拡大も懸念されます。

市民の皆様には、改めて、マスクや手洗いの徹底、3密の回避、大人数での会食を控えるなど、気を緩めることなく感染防止対策を徹底してくださるようお願い申し上げます。

次に、コロナ禍によりダメージを受けている観光など市内経済の状況と支援策の実施状況について申し上げます。

本年7月までの観光客入り込み数は、日帰り客が約85万7,000人、宿泊客数が約3万3,000人となっており、コロナ禍前の令和元年同期と比較しますと、日帰り客が33パーセントの減、宿泊客数が45パーセントの減と、引き続き厳しい状況が続いております。

書き入れ時となるお盆期間においても、宿泊客数、主要観光施設への入り込み数とも、令和元年と比較して5割程度に留まっており、緊急事態宣言等の対象地域の拡大に伴う帰省の自粛など、県外客の落ち込みが大きく影響したものと考えております。

また、雇用情勢でも、7月の有効求人倍率が県全体では1.62倍と高水準を維持しているものの、ハローワーク男鹿管内では宿泊・飲食サービス業が主力産業であることなどから1.08倍となっております。

なお、オガーレでは、7月末現在のレジ通過者数が、4月からの累計で約8万5,000人、総売上げは約1億5,000万円となっており、前年同期と比較して、レジ通過者数で約1万8,000人の増、総売上げで約4,300万円の増と、コロナ禍にあっても健闘しております。

こうした厳しい状況にある観光・飲食業を下支えするため、現在、市では関係団体と一体となって経済支援策の効果的な実施に取り組んでおります。

まず、7月1日から販売したプレミアム率60パーセントの地域支えあい商品券は、4万セット、総額3億2,000万円分を8月5日に完売しております。

今後は、購入いただいた市民の皆様へ、有効使用期限である12月31日までに商品券を幅広く、かつ確実に利用していただけるよう、引き続き商工会と連携し、取扱加盟店の拡大に努めるとともに、広報やホームページ、防災行政無線等により市民の皆様へ周知してまいります。

また、市内の観光宿泊業を支援するため、10月1日から1月31日までを対象期間とする「第6期男鹿市緊急宿泊支援事業」を、現在実施中の第5期に引き続き実施いたします。

本事業については、昨年4月、全県に先駆けて実施してから累計の利用者が2万人に達しようとしており、宿泊事業者からも好評で、市内宿泊を下支えする大きな役割を果たしていると認識しております。

今回も県内在住者を対象に、今月7日までを応募期間として本日から募集を開始しております。

さらに、「男鹿駅前チャレンジ広場」においては、7月以降「男鹿ヤタイ市」を度々開催しているほか、今月下旬には旧バーベキューストレージがリニューアルされ、商工業チャレンジ施設がオープンするなど、更なる賑わいの創出に向けた取組を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあります

が、引き続き感染防止対策を講じながら、観光需要の掘り起こしと賑わいづくりに取り組んでまいります。

次に、アフターコロナを見据えた取組について申し上げます。

今後の本市の維持・発展を考える時、厳しい局面にある観光や飲食などの事業者に対して、即効性のある支援策を講じると同時に、コロナ禍が収束した後の、いわゆるアフターコロナを見据えて、産業の足腰を強くする取組に着手することが重要であると考えます。

こうした観点から、観光にあっては、市内観光スポットの更なる魅力アップや、寒風山の賑わいを取り戻すためのビジョンづくりに取り組むほか、農林水産業関係では、市内漁業者の生産性向上を図るための施設整備や機器導入、6次産業化の取組を後押ししてまいります。

また、港湾関係では、洋上風力発電事業の進展など船川港を取り巻く情勢の変化を踏まえ、関係機関・団体と連携して将来ビジョンの策定等に取り組んでまいりたいと考えており、これらの推進に必要な経費について、今議会の補正予算案に計上しているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

まず、水稻については、昨日国が公表した8月15日現在の作柄概況において、秋田県は「平年並み」となっております。今年は、出穂期が平年に比べて早かったため、刈取り適期も早まる見通しでありますので、今後、適切な水管理と適期刈取りを呼び掛けてまいります。

また、大豆についても好天に恵まれ、生育は順調に推移しております。

一方、メロンについては、春先の低温・降霜や、7月の少雨により、若干玉のびが悪く小玉傾向となりましたが、品質は良好のまま収穫期を迎えました。8月10日までの販売数量は約3万ケースで、販売金額は約6,250万円となっております。

また、梨は、春先の降雹・降霜により、晩成種の豊水、南水で約6割、その他の品種でも約3割に被害が認められ、大幅な減収が見込まれます。メロンと並び、本市を代表する農産物でありますので、農家の方々が意欲を持って営農を続けられるよう全力でサポートしてまいりたいと考えております。

次に、8月14日に開催された、なまはげ花火2021について申し上げます。

今年度予定しておりました第18回男鹿日本海花火は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年に引き続き開催を見送りましたが、無病息災や悪疫退散を祈願するとともに、市民の皆様へ元気と希望の光をお届けしたいとの思いから、寒風山を中心とした市内6カ所において花火を打ち上げました。

翌15日には、花火業者からの御厚意により、寒風山で花火を打ち上げました。両日とも天候が心配されましたが、無事に打上げが行われ、多くの市民の皆様にご覧いただき楽しむことができました。

御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

最後に、株式会社伊徳の船越地区への出店に伴う市の関連事業の進捗状況についてであります。

8月12日付けで株式会社伊徳及び株式会社薬王堂から、大規模小売店舗立地法に基づく店舗新設の届出書が提出され、現在、市で縦覧に供しております。

いづく出店により、長年懸案となっていた広大な遊休地の解消が確実にされるとともに、船越地区の賑わい創出、さらには、市全体の活性化に結びつくものと期待しております。

市の関連事業のうち、いづく店舗内に開設する市民サービス窓口については、伊徳側と窓口の区画面積や賃料について合意しており、来年4月の開店と同時に業務を行えるよう、現在、業務日や業務時間、取扱業務について、市民の利便性向上の観点から庁内関係部署で鋭意検討を行っております。

いづく店舗隣接地に整備する児童福祉施設については、約7,000平方メートルの用地取得に向け、伊徳側と最終調整を行っております。

令和6年の開園に向けた基本設計については、公募型プロポーザル方式により設計業者を募集し、現在、一次審査を行っているところであり、今月21日の二次審査を経て、10月には業務委託契約を締結したいと考えております。

また、統合の対象となる保育園の保護者等との意見交換では、遠距離通園となる児童や保護者の負担軽減を図るため、送迎バスの運行や小規模保育事業所の開設等について要望があったことから、その対応について前向きに検討を進めているところであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます

ます。

まず、決算案であります。議案第 61 号は、令和 2 年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、当年度実質収支は 5 億 4,164 万円の黒字決算となりました。

この剰余金のうち、2 億 8,000 万円を財政調整基金に積み立て、残額を今年度の一般会計に繰り越しております。

議案第 62 号から第 65 号までは、令和 2 年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、国民健康保険特別会計では 8,165 万円の黒字、診療所特別会計では 313 万円の黒字、介護保険特別会計では 9,707 万円の黒字、後期高齢者医療特別会計では 190 万円の黒字となりました。

次に、条例案であります。議案第 66 号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税に係る課税免除の特例を定めるものであります。

議案第 67 号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充てることを目的として、基金の名称を改めるものであります。

議案第 68 号は、教育効果の向上を図るため、男鹿北中学校を男鹿南中学校へ統合することに伴い、規定を整理するものであります。

次に、単行案であります。議案第 69 号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、男鹿市過疎地域持続的発展計画を定めるものであります。

次に、予算案であります。議案第 70 号の一般会計補正予算は、船越地区に出店予定のいとく店舗内への市民サービスの窓口の開設や、保育所型認定こども園建設のための用地取得費などのほか、

市内観光スポットの魅力アップに向けた取組や船川港の将来ビジョンの策定などに要する経費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ4億400万円を追加するものであります。

議案第71号の上水道事業会計補正予算は、旧野石・宮沢地区簡易水道浄水場の売却に伴う費用を措置したものであります。

最後に、報告第10号は、令和2年度に放棄した債権について報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決・御認定賜りますようお願い申し上げます。